

氏 名	わた なべ ひろ ゆき 渡 邊 洋 之
学位(専攻分野)	博 士 (農 学)
学 位 記 番 号	農 博 第 1291 号
学位授与の日付	平 成 14 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	農 学 研 究 科 生 物 資 源 経 済 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	近現代日本におけるクジラと人間のかかわりに関する歴史社会学的研究

論文調査委員	(主 査) 教 授 祖 田 修 教 授 新 山 陽 子 教 授 野 田 公 夫
--------	--

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近現代日本におけるクジラと人間の関わりについて、社会史的分析を行い、とりわけ「捕鯨は日本人の文化である」という国際的にも主張されていることの実態と意味を明らかにし、その上で、あるべきこれからのクジラと人間の関わり方を方向づけようとするものである。

序章では、まずいわゆる捕鯨問題の現在について述べるとともに、クジラと人間の関わりについて論じた先行研究、とりわけ捕鯨というかたちでのかかわりを「文化」とするものの内容について示した。それを確定するには、クジラと人間の関わりの歴史を、明らかにしていく必要があることを論じた。

第1章では、近代の日本捕鯨業における技術の導入過程、国籍別に分かれた労働者の位置と新たな社会構造の形成、過去との非連続性等にふれ、それが「日本人」のみが有していた技術によってなされたものではないことを明らかにした。

第2章では、地元漁民と捕鯨会社との間で衝突が生じた「東洋捕鯨株式会社鯨事業場焼き打ち事件」を取り上げている。その結果、捕鯨事業場が公害の発生源となっていたこと、漁民の意識の背後にクジラをイワシ漁に恩恵をもたらす神とする考えのあること、また処分者の明治天皇死去による大赦の際、漁民を国家を支える第一の者とし利用しようとした国家とその時代状況も明らかにした。

第3章では、天然記念物に指定されたスナメリ及びコククジラを取り上げて、それらの指定の過程について考察した。それらの指定が漁業を保護する目的のためでもあったこと、スナメリの指定は、人々の生活・生業と野生生物の保護がうまくリンクしたものであったこと、これに比してコククジラは、その保護の趣旨が不徹底のため、結局絶滅寸前となったことなどを明らかにした。

第4章では、近代日本において、鯨肉食がどのようにして、そしてどの程度広まっていたかについて考察した。そこでは、ノルウェー式捕鯨の導入以降、捕鯨業による積極的な働きかけとともに、国家の動きとも深く結び付きながら、鯨肉食が普及していったことが明らかになった。さらに、1941年の段階では、近畿・中部地方においても8割前後の集落が、鯨肉を食するようになっていたが、府県によっては鯨肉を食べる集落の割合が極端に低いところがあったり、クジラを「福の神」としているため、捕鯨や鯨肉食を行わない集落が存在したりするなど、地域それぞれにおいて、異なった利用の仕方・「食べられ方」がなされていたことを明らかにした。

第5章では、近・現代の捕鯨が乱獲という事態になったのはなぜかを、実際に捕鯨を行う側が考えていたことを探ることで分析した。その論理は、クジラの減少を顧みずに捕鯨競争し日本が勝者となることを善とする発想のような、自らに都合のよいものであった。上記の発想は、南極海では1960年代以降実現したと言える。しかしいくつもの種類のクジラは減少し、最終的には捕鯨の後退、自然の破壊などその代償を払うことになった。

終章では、結論としてクジラと「日本人」との関わりは、決して一様でなかったことが明らかになった。しかし近代以降、産業捕鯨の拡張主義的な傾向の中で捕鯨と鯨肉食のあり方が単一化されていったことを明らかにした。以上のことから、

「捕鯨文化」を主張する人類学的研究は、日本の捕鯨擁護という政治的目的によりなされたため、上記の過程を無視し又は的確にとらえずに、「日本人の文化」として普遍化、正当化する議論を展開したとする。そして、今後のクジラとの関わりは、野生生物を守ることを基本姿勢とし、その上で関わりの複数性を維持するという方向で検討されねばならないが、その際それが自国・自民族中心主義的な主張とならないよう求められることを主張した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、近現代におけるクジラと人間がどう関わってきたかについて、捕鯨と鯨肉食の両面から、社会史的考察をしたものである。捕鯨をどうするかは、大きな世界的問題となっている。しかしこれまで日本の捕鯨と鯨肉食に関する体系的研究は少なく、また捕鯨は「日本人の文化」であるとして一般化する傾向が強かった。本論文は、こうした問題を歴史的に、かつ国内の地域により実に多様な関わりの仕方があることを明らかにし、また今後の捕鯨のあり方に言及した貴重な研究である。

成果として評価される点は次の通りである。

- 1 日本の捕鯨は、従来の伝統的捕鯨技術に加え、近代に入って海外の技術を導入して改良し、また捕鯨の労働力も日本人に限定されていないことを明らかにした。そしてその導入過程の特色や、労働者の国籍別位置、組織の構造について考察した。
- 2 日本の捕鯨が、捕鯨会社と地元漁民との対立、また鯨処理が地域環境の汚染問題を引き起こすなど、複雑な社会経済的問題をはらみながら展開したことを、「東洋捕鯨株式会社鯨事業場焼き打ち事件」を取り上げながら解明した。
- 3 日本人の鯨肉食が、かなり広く普及していたことは事実であるが、鯨を「福の神」として食べないところもあるなど、地域によって利用の仕方、食べ方が様々であることを明らかにした。また捕鯨についても、鯨肉食の普及についても、広く国家の関与が認められることを明確にした。さらに一部の鯨が天然記念物に指定されたが、その意味についても考察した。
- 4 これまでの捕鯨研究は、日本の捕鯨擁護という視点に強く傾斜し、「日本人の文化」として一般化し、鯨と人間の関わりの多様性や種々の問題を軽視する傾向があることを指摘した。こうした諸考察の上に立って、今後の捕鯨について、さしあたり近海捕鯨を容認する方向を提起している。

以上のように、日本人と鯨の関わりの複雑な内容と意味を、歴史的、社会学的に明らかにしたものであり、水産学、社会学、歴史学などに貢献するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成14年6月20日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。